

## 八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱

平成25年（2013年）4月1日施行  
平成26年（2014年）4月1日改正  
平成27年（2015年）4月1日改正  
平成28年（2016年）4月1日改正  
平成29年（2017年）4月1日改正  
平成30年（2018年）4月1日改正  
平成31年（2019年）4月1日改正  
令和2年（2020年）4月1日改正

### （目的）

第1条 この要綱は、中心市街地の空き店舗を活用して営業する者に対して、空き店舗の改修にかかる経費の一部を市が毎年度の予算の範囲内において補助することにより、中心市街地の活性化を促進し、にぎわいを創出することを目的とする。

2 本補助金の交付手続等については、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （用語の定義）

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### （1）中心市街地

八王子市中心市街地活性化基本計画において中心市街地と定めた範囲で、別図に定める区域をいう。

#### （2）空き店舗

店舗として活用できる中心市街地にある建物で、1か月以上利用されていないもの、新築後一度も入居のないものは、建物竣工日から1年以上経過しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア ショッピングセンター、大型商業施設内のテナント型のもの

イ 店舗面積が500平方メートルを超えるもの

ウ 住居を兼ねるもの

#### （3）商店街組織

市内に存する次に掲げる組織をいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に定める商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める商店街の事業協同組合

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に定める一般社団法人に該当する商店街組織

エ 商店街を形成する法人化されていない任意の組織であつて、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の規定に基づく中小企業者（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる営業を行う者を除く。）又は各種団体（政治活動及び宗教活動を行う団体は除く。）

(2) 商店街組織

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外する。

(1) 自ら店舗経営を行わない者

(2) 交付申請以前に空き店舗の改修工事を開始している者

(3) 市税を滞納している者

(4) 営業を行うための許認可その他法律に基づく資格が必要な場合において、当該許認可や資格を取得する見込みがない者

(5) 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者

(7) 空き店舗所有者、当該所有者と生計を同一にする者及び当該所有者の2親等以内の者並びにこれらの者が所属する法人その他の団体

(8) 中心市街地内で店舗を移転する者。ただし、移転理由がやむを得ないものであると市長が認める場合を除く。

(9) その他市長が不適切と認める者

(補助事業)

第4条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、空き店舗を活用し、次条に規定する業務を行うための改修工事とする。

2 補助事業が、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令及び八王子市中心市街地環境整備事業に関する指導要綱に違反する場合は、補助金の交付対象としない。

(補助対象業務)

第5条 空き店舗を活用して行う業務は、小売業、飲食業、サービス業又は中心市街地のまちづくりに寄与する業務で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 3年以上継続する見込みがあること。

(2) 本補助金の交付決定を受けた会計年度の末日までに営業を開始すること。

(3) 週4日以上営業を行うこと。

(4) 午前9時から午後5時までの間に1時間以上営業を行うこと。

(5) 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第4条第5項に規定する連鎖化事業(フランチャイズチェーン方式)でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する業務は、補助対象業務から除外する。

- (1) 法令に違反する業務
- (2) 公序良俗に反する業務
- (3) 政治活動、宗教活動にかかわる業務

(補助対象経費)

第6条 補助事業のうち、本補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

ただし、本補助金以外の補助金等を活用した経費は対象としない。

- (1) 解体工事費
- (2) 外装・内装工事費、設備(水道、電気、ガス、空調)工事費(建物への設置工事が必要となる機器等の購入費を含む。)
- (3) 設計費
- (4) 補助対象者が自ら店舗改修を行う場合の資材等の購入費

(補助金の交付額)

第7条 本補助金の交付額は、50万円又は実際に要した費用(1千円未満切捨て)のいずれか少ない額とする。

(改修施工者等)

第8条 補助事業は、市内に住所又は事務所を有する者が施工するものとする。ただし、補助対象者が本市に住民登録している場合は、この限りでない。

2 補助事業を補助対象者が自ら行う場合は、市内に住所又は事務所を有する者から資材等を購入するものとする。ただし、補助対象者が本市に住民登録している場合は、この限りでない。

(交付申請)

第9条 本補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、八王子市空き店舗改修費補助金交付申請書(第1号様式)に別表1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付申請者は、同時に複数店舗の申請を行うことはできない。

3 当該年度に本補助金の交付を受けた者は、当該年度に限り本補助金の申請を再度行うことはできない。

(交付申請取下げ)

第10条 交付申請者は、本補助金の交付の可否の決定以前に交付申請を取り下げるときは、八王子市空き店舗改修費補助金交付申請取下げ届出書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第11条 市長は、第9条第1項の交付申請書の提出があったときは、審査基準によりその内容を

審査した上で交付の可否を決定し、交付を決定した者（以下「補助事業者」という。）に対しては八王子市空き店舗改修費補助金交付決定通知書（第6号様式）を、不交付を決定した者に対しては八王子市空き店舗改修費補助金不交付決定通知書（第7号様式）を交付する。

2 補助事業者は、前項の交付決定通知書を受領するまでは、補助事業のうち交付申請の対象とした経費にかかる工事を開始してはならない。

（中間確認）

第12条 市長は、補助事業の予定工期のうち、おおむね半分の期間が経過した時点で、その進捗状況について確認を行うことができる。

（補助事業の内容変更等）

第13条 補助事業者は、補助事業の内容を変更又は中止若しくは廃止するときは、その内容についてあらかじめ市長に報告し、八王子市空き店舗改修費補助金補助事業変更等承認申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については報告のみを求めるものとする。

2 市長は、前項の補助事業変更等承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を補助事業者に通知する。

（営業内容の変更等）

第14条 補助事業者は、交付決定日から起算して3年が経過する日の属する会計年度の末日までに、営業内容の変更又は営業の中止若しくは廃止をするときは、あらかじめ市長に報告し、八王子市空き店舗改修費補助金営業内容等変更届出書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、1か月以内又は3月31日のいずれか早い期日までに、八王子市空き店舗改修費補助金補助事業実績報告書（第10号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）補助事業収支等報告書（第11号様式）
- （2）補助事業の領収書
- （3）確定した経費の内訳が分かるもの
- （4）補助事業完了後の店舗内及び外観の写真
- （5）許認可その他法律に基づく資格を証明する書類の写し（開業に必要な場合に限る。）
- （6）その他市長が指定する書類

2 補助事業者は、第13条第2項により、補助事業廃止の承認通知を受領したときは、1か月以内又は3月31日のいずれか早い期日までに、八王子市空き店舗改修費補助金補助事業（廃止）実績報告書（第12号様式）を提出しなければならない。

（交付額の確定）

第16条 市長は、前条第1項の補助事業実績報告書又は、前条第2項の補助事業（廃止）実績報告書の提出があったときは、速やかに審査し、補助金の交付額を確定する。

2 市長は、補助金の交付額を確定したときは、八王子市空き店舗改修費補助金交付額確定通知書（第13号様式）を補助事業者に交付する。

（交付請求）

第17条 補助事業者は、前条第2項の通知書の受領後、補助金の交付請求をするときは、八王子市空き店舗改修費補助金交付請求書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第18条 市長は、補助事業者が規則第15条に規定する事由のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）第13条第1項の補助事業変更等承認申請又は第14条の営業内容等変更届出を行った場合で、市長が必要と認めるとき。

（2）前号のほか本要綱に違反したとき。

2 市長は、交付決定を取り消したときは、八王子市空き店舗改修費補助金交付決定取消通知書（第15号様式）を補助事業者に交付する。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、補助事業者に期限を定めて八王子市空き店舗改修費補助金返還命令書（第16号様式）により、その全部又は一部の返還を命ずる。

2 交付決定の一部を取り消した場合は、別表2の計算式により返還額を決定する。

3 補助事業者は、第1項の返還命令を受けたときは、当該命令額を期限までに納付しなければならない。

（状況報告）

第20条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間については、前年度の業務等の実施状況を八王子市空き店舗改修費補助金業務等実施状況報告書（第17号様式）により、毎年度6月末までに市長に提出しなければならない。ただし、廃業している場合は、この限りでない。

（事業協力）

第21条 補助事業者は、店舗が存する地域に商店街組織がある場合は、当該商店街組織に加入し、商店街組織が実施する事業に積極的に協力するなど中心市街地の活性化に努めるものとする。

（終期）

第22条 本補助金制度の終期は、令和3年度（2021年度）とする。

（定めのない事項の処理）

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年（2013年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年（2014年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年（2016年）4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年（2017年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱の規定により申請があった、又は交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年（2018年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行以前の八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱の規定により、補助事業者がこの要綱の第20条（状況報告）に基づく報告をする際には、同条に規定する第16号様式により行うものとする。

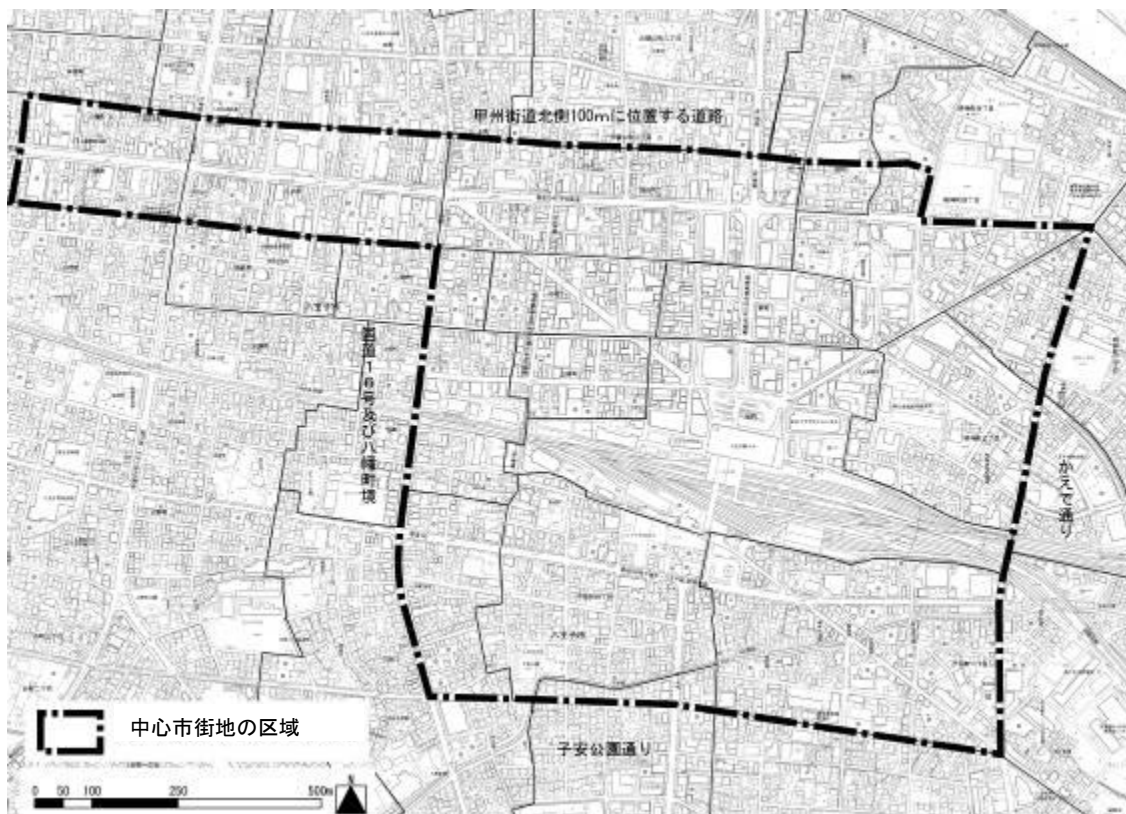
附 則

- 1 この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、この要綱の第21条の規定に限り、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正前の八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱の規定により、この要綱の第21条（状況報告）に基づく報告をする際には、同条に規定する第14号様式を使用して行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前の八王子市空き店舗改修費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、この要綱の第5条の規定に限り、なお従前の例による。

別図（第2条第1号関係）



（注）甲州街道北側100mに位置する道路（東側の高校敷地等を除く。）、かえて通り、子安公園通り、国道16号及び八幡町境で囲まれた区域。特に甲州街道とは、国道20号の「明神町」交差点から「本郷横丁東」交差点までの区間を指すものとする。

別表1（第9条第1項関係）

提出書類（共通）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書（第2号様式）</li> <li>・賃貸借契約書の写し（交付申請時に契約を締結していない場合は、契約締結後速やかに提出）</li> <li>・空き店舗確認書（第3号様式）</li> <li>・経費の内訳が分かる見積書</li> <li>・空き店舗の位置図</li> <li>・工事図面（平面図）</li> <li>・改修工事前の店舗内及び外観の写真</li> <li>・誓約書（第4号様式）</li> <li>・本補助金以外の補助金を活用している場合は、その申請書類一式</li> <li>・開業に必要な資格等を証明する書類等の写し</li> <li>・その他市長が指定する書類</li> </ul>

交付申請者に関する提出書類	
個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し</li> <li>・市民税・都民税納税証明書</li> <li>・所得税青色申告決算書又は収支内訳書（新規創業者は提出不要）</li> <li>・固定資産税・都市計画税納税証明書</li> </ul>
法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の登記事項証明書</li> <li>・直近決算分の法人市民税納税証明書 （新規設立者の場合は、代表者の市民税・都民税納税証明書）</li> <li>・法人の固定資産税・都市計画税納税証明書</li> <li>・定款、規約、会則等</li> <li>・役員名簿</li> </ul>
商店街組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の登記事項証明書</li> <li>・直近決算分の法人市民税納税証明書 （新規設立者又は法人でない場合は、代表者の市民税・都民税納税証明書）</li> <li>・法人の固定資産税・都市計画税納税証明書</li> <li>・代表者の固定資産税・都市計画税納税証明書（法人でない場合）</li> <li>・定款、規約、会則等</li> <li>・役員名簿</li> <li>・出店を決定した総会等の議事録の写し</li> </ul>

※ 住民票の写し、法人の登記事項証明書については、3か月以内に発行されたものに限る。また、コピーによる提出も可とする。

※ 各納税証明書については、前年度の滞納がないものに限る。また、コピーによる提出も可とする。固定資産税・都市計画税納税証明書については、該当がある場合の提出とする。

別表2（第19条第2項関係）

返還額の計算式	$\text{補助金交付額} \div 36 \times (36 \text{月} - (\text{営業を開始した日から営業内容の変更等を実施した日までの月数}))$ <p>（月数に端数が生じたときはこれを切り捨てる。） 算出した額に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>
---------	--